

# 事務の共同処理制度の比較①

第32次地方制度調査会  
第27回専門小委員会資料

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
連携 イメージ							
組織	法人格をもたない					独立した法人格あり	
法律 効果 の帰属 (括弧内は条 文を要約)	—	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 しない	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 する	受託団体が 事務を処理	一方の団体(A) が他方の団体 (B)の事務を 処理		
その他	—	各構成団体 に帰属  (普通地方公共団 体(又はその機関) が管理し執行した ものとしての効力を 有する)	各構成団体 に帰属  (普通地方公共団 体は、共同して、内 部組織、委員会等 を置くことができる)	受託団体 (A)に帰属  (普通地方公共団体 の事務の一部を、他 の普通地方公共団体 に委託して、管理し 執行させることができる)	他方の団体 (B)に帰属  (普通地方公共団体は、他 の普通地方公共団体の求 めに応じて、当該他の団体 (又は執行機関)の名において 管理し執行する能够 である)	一部事務 組合に帰 属	広域連合に 帰属

# 事務の共同処理制度の比較②

第32次地方制度調査会  
第27回専門小委員会資料

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
当事者 (括弧内は地方自治法上の規定例)	1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)	複数の団体 (「普通地方公共団体は…共同して…」)		1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)		複数の団体 (「構成団体は…」)	
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
解散	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事への届出(※2)	
規約の 変更等	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
紛争解決 方法の ビルトイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ・ 自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる</li> <li>・ 当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、当事者の受諾を要しない)</li> </ul>		<p>×</p> <p>(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)</p>			<p>×</p> <p>(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)</p>	

※1)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣の許可

※2)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣への届出

※3)連絡調整協議会の場合には、議決不要

# 事務の共同処理制度の比較③

第32次地方制度調査会  
第27回専門小委員会資料

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 各構成団体の長等の名において事務を管理執行</li> <li>○ 各構成団体が形式的には主体性を保つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う</li> <li>○ 権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確</li> <li>○ 事務処理の効率性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の設立を要しない</li> <li>○ 代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人格を有するため、財産の保有が可能</li> <li>○ 議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確</li> <li>○ 構成団体は事務処理権限を失う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一部事務組合とほぼ共通</li> <li>○ 国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能</li> <li>○ 規約の変更を要請することが可能</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機動的な意思決定が難しい</li> <li>● 責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない</li> <li>● 名称が共同処理機構を想起しづらい</li> <li>● 数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続が煩雑</li> <li>● 複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性</li> <li>● 限定された分野での活用にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>● 受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う</li> <li>● 権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない</li> <li>● 数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>● 機動的な意思決定が難しい</li> <li>● 構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない</li> <li>● やや減少傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部事務組合とほぼ共通</li> <li>● 国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない</li> <li>● 数が頭打ち</li> </ul>
活用事例	連携中枢都市圏の形成、都道府県による補完・支援等	宝くじの発行事務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択等	介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事等	公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理等	上水道、簡易水道等	ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場等	後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理等